

発議第 17 号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年10月6日提出

提出者

議会運営委員長 森 亮二

提案理由 近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、流山市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するものである。

なお、委員会の欠席（同規則第91条）についても同様の改正を行うものである。

## 流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。